

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の要点

申請枠が三つに分かれています

革新的新製品・サービス枠 **新事業進出枠** **グローバル枠**

革新的新製品・サービス枠とは

革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援します。本補助対象事業枠は、革新的な新製品・新サービス開発の取組が補助対象であり、既存の製品・サービスの生産等のプロセスについて改善・向上を図る事業は補助対象外です。革新的な新製品・新サービス開発とは、顧客等に新たな価値を提供することを目的に、自社の技術力等を活かして新製品・新サービスを開発することを指します。単に機械装置・システム等を導入するにとどまり、新製品・新サービスの開発を伴わないものは補助対象事業に該当しません。また、業種ごとに同業の中小企業者等（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）において既に相当程度普及している新製品・新サービスの開発も該当しません。

補助上限額



Innovative new product/
service

従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特例適用時
1～5人	中小企業者： 1/2(2/3)	100万円	750万円	850万円
6～20人			1,000万円	1,250万円
21～50人	小規模・ 再生事業者等： 2/3		1,500万円	2,500万円
51人以上			2,500万円	3,500万円

※「賃上げ特例適用時」の補助上限額は、賃上げ特例の要件を満たし、適用を受ける事業者の場合。

※地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用。

補助対象経費 機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門

家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費

※応募時に計上している経費がすべて補助対象として認められる訳ではないことにご留意ください。

※機械装置・システム構築費は必須となります。

※経費区分によって補助上限が異なります。詳細は公募要領をご確認ください。

補助事業実施期間 交付決定日から10か月以内（ただし採択発表日から12か月以内）

新事業進出枠とは

既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援します。本補助金対象事業枠は事業で新たに製造又は提供（以下「製造等」という。）する製品、商品もしくはサービス（以下「製品等」という。）が、事業を行う中小企業等にとって、新規性を有するもの、かつ、事業で新たに製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな市場であるものが補助対象です。過去に製造等していた製品等を再製造等することは、新たな製品等を製造等しているとは言えず、補助対象外です。ここでの新規性とは、補助事業に取り組む中小企業等にとっての新規性であり、世の中における新規性（日本初・世界初）ではありません。なお、本補助金の申請予定公募回の公募開始日以降に初めて取り組んでいる事業について、「新規性」を有するものとみなします。新たな市場とは、事業を行う中小企業等にとって、既存事業において対象となっていなかったニーズ・属性（法人／個人、業種、行動特性等）を持つ顧客層を対象とする市場を指します。

補助上限額



従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特例適用時
1～20人	中小企業者： 1/2(2/3)	750万円	2,500万円	3,000万円
21～50人			4,000万円	5,000万円
51～100人			5,500万円	7,000万円
101人以上			7,000万円	9,000万円

※「賃上げ特例適用時」の補助上限額は賃上げ特例の要件を満たし適用を受ける事業者の場合となります。

※地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用。

補助対象経費 編者注・建物費が含まれます

機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費

※応募時に計上している経費がすべて補助対象として認められる訳ではないことにご留意ください。

※機械装置・システム構築費又は建物費のいずれかが必ず補助対象経費に含まれていなければなりません。

※経費区分によって補助上限がございます。詳細は公募要領をご確認ください。

補助事業実施期間 交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）

グローバル枠とは

海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援します。本補助対象事業枠は事業を行う中小企業等が、自社の製品等を活用し、自発的に新たな海外販路を開拓するうえで必要となる国内製造等拠点の強化に取り組むもの、かつ、事業により製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな海外市場であるものが補助対象であり、取引先主導の事業は自発的な取組とは言えず補助対象外です。新たな海外市場とは、事業を行う中小企業等にとって、既存事業において対象となっていなかった国・地域の市場を指します。ここでの地域とは、統計上、国に準じてカウントされる領域ではありません。

補助上限額



従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特例適用時
1～20人	中小企業者： 2/3	750万円	2,500万円	3,000万円
21～50人			4,000万円	5,000万円
51～100人			5,500万円	7,000万円
101人以上			7,000万円	9,000万円

※「賃上げ特例適用時」の補助上限額は、賃上げ特例の要件を満たし、適用を受ける事業者の場合。

補助対象経費 編者注・建物費が含まれます

機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費、海外旅費、通訳・翻訳費

※応募時に計上している経費がすべて補助対象として認められる訳ではないことにご留意ください。

※機械装置・システム構築費又は建物費のいずれかが必ず補助対象経費に含まれていなければなりません。

※経費区分によって補助上限がございます。詳細は公募要領をご確認ください。

補助事業実施期間 交付決定日から 14 か月以内（ただし採択発表日から 16 か月以内）

共通の要件

(1)付加価値額要件 補助事業終了後 3～5 年の事業計画期間において、付加価値額の年平均成長率が 4.0%（以下「付加価値額基準値」という。）以上増加する見込みの事業計画を策定すること。

賃上げ要件 【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】 要件 補助事業終了後 3～5 年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を 3.5%（以下「一人当たり給与支給総額基準値」という。）以上増加させること。

(2)賃上げ要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】

補助事業終了後 3～5 年の事業計画期間において一人当たり給与支給総額の年平均成長率を 3.5%（以下「一人当たり給与支給総額基準値」という）以上増加させること。

(3)事業場内最賃水準要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】 要件 補助事業終了後 3～5 年の事業計画期間において、毎年、事業場内最低賃金が補助事業 実施場所都道府県における地域別最低賃金より 30 円以上高い水準であること。

スケジュール

申請締切 令和 8 年 9 月 30 日（水）18：00

採択発表 令和 8 年 12 月頃（予定）

出典 公募要領 1.0 版 令和 8 年 6 月 独立行政法人中小企業基盤整備機構

https://shinjigyous-monodukuri.smrj.go.jp/assets/documents/shinmono_application_guidelines_01.pdf

独立行政法人 中小企業基盤整備機構ホームページ <https://shinjigyous-monodukuri.smrj.go.jp/>

編集 一般社団法人中小企業支援パートナーズ <https://hojokinpro.com/>

